

半田市乳幼児一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市市民交流センター条例（平成17年半田市条例第29号。以下「条例」という。）第5条第1項第6号に規定する乳幼児一時預かり事業の実施について必要な事項を定めることにより、育児に対する保護者の心理的及び肉体的負担を軽減することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長がこの事業を行うに相当と認めた団体に委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保護者の就労、就学、職業訓練等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合の乳幼児の一時預かり
- (2) 保護者の傷病、事故、出産、介助、冠婚葬祭等やむを得ない理由により家庭での保育が困難となる場合の乳幼児の一時預かり
- (3) 保護者の育児に伴う心理的及び肉体的な負担を軽減し、リフレッシュして子育てに専念するための休息をとる場合の乳幼児の一時預かり

(実施施設)

第4条 この事業は、条例第4条第1項第1号に規定する半田市子育て支援センター（以下「センター」という。）で実施するものとする。

(定員)

第5条 この事業の利用に係る定員は、20人とする。

(対象)

第6条 この事業の対象は、生後6か月から小学校就学前までの乳幼児で、その保護者が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住又は在勤若しくは在学する者
- (2) 前号に該当しない者で、市内の公共施設、事業所、学校等を利用しようとする者

(利用の制限)

第7条 次に該当する場合は、一時預かりをしないものとする。

(1) 乳幼児の健康状態が悪いとき。

(2) その他、市長が一時預かりをすることについて適当でないと認めたとき。

(実施日等)

第8条 この事業の実施日は、センターの開館日とし、実施時間は、午前7時30分から午後7時までとする。ただし、生後6か月から1歳未満までの乳児の利用時間は、4時間を限度とする。

(利用申込み等)

第9条 一時預かりの利用を希望する保護者は、原則として利用を希望する日の1月前から前日までに乳幼児一時預かり利用申込書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により一時預かりの申込みがあった場合は、一時預かりの可否を決定し、乳幼児一時預かり利用承諾書(様式第2)により通知するものとする。

3 前項の通知を受け、この事業を利用した者は、乳幼児一時預かり利用料決定通知書兼領収書(様式第3)により、別表に定める利用料を納入しなければならない。

(利用料の減免)

第10条 次に該当する場合は、前条第3項に規定する利用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 災害等その他やむを得ない理由により、利用料を納入することが困難であると認められるとき。

(2) その他、市長が利用料の全部又は一部を減免することが適当であると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	利 用 料			
	在 住 者		在住者以外	
平 日	1時間当たり	700円	1時間当たり	800円
土・日曜日及び休日	1時間当たり	800円	1時間当たり	900円

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- 2 利用回数券（11枚）を発行できるものとし、その金額は利用料7,700円分を7,000円、8,800円分を8,000円、9,900円分を9,000円とする。
- 3 1時間未満の時間の算定については、利用時間が1時間に満たない場合は1時間とし、利用時間が1時間を超える場合は30分までは半額、30分を超える場合は1時間として計算する。

整理番号	
------	--

乳幼児一時預かり利用申込書

年 月 日

半田市長 様

申込者 住所

氏名

自宅電話

次のとおり、半田市子育て支援センター乳幼児一時預かりを利用したいので申込みます。

預ける乳幼児	1	ふりがな				愛称 (家庭での呼び名等)		
		氏名						
		生年月日	年 月 日 (歳 月)	性別	男・女	続柄		
	2	ふりがな				愛称 (家庭での呼び名等)		
		氏名						
		生年月日	年 月 日 (歳 月)	性別	男・女	続柄		
利用日	年 月 日 (曜日)							
利用予定時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)							
迎えに来る人 ※申込者と同じ場合は、記入不要	住所							
	氏名	(乳幼児との続柄:)						
	電話							
緊急連絡先	氏名 (乳幼児との続柄)	住所	電話番号					
利用区分	1. 仕事 2. 緊急 3. 私的			※託児登録番号				

【下欄は利用終了後、記入をしていただきます。】※印欄は記入しないでください。

引渡し確認者 (乳幼児を迎えに来た人)	氏名						
※利用時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)						
※利用料金 (領収金額)	金	円 (円×利用時間	時間×	人)		

整理番号	
------	--

乳幼児一時預かり利用承諾書

年 月 日

様

半 田 市 長



次のとおり、半田市子育て支援センター乳幼児一時預かりの利用を承諾します。

お預かり した 乳幼児	1	ふりがな				愛称（家庭での呼び名等）		
		氏名						
		生年月日	年	月	日（歳月）	性別	男・女	続柄
	2	ふりがな				愛称（家庭での呼び名等）		
		氏名						
		生年月日	年	月	日（歳月）	性別	男・女	続柄
利用日	年 月 日（曜日）							
利用予定時間	時 分 ～ 時 分							

半田市子育て支援センター
 半田市広小路町155番地の3
 TEL0569-22-4188
 FAX0569-32-3447
 （担当： ）

- (注) 1 お子さんを迎えに来るときは、この承諾書を持参し、係員に提示してください。
 (迎えに来る方が申込者と同一でない場合は、併せて運転免許証等身分を証するもの
 をご持参ください。)
- 2 利用終了時間までにお子さんを迎えに来ることができないときは、必ずセンターに
 連絡をしてください。
- 3 利用料は、お子さんを迎えに来たときに、実際の利用時間に応じて納入していただ
 きます。
- 4 利用料の算定に当たっては、利用時間が1時間未満のときは1時間とし、利用時間
 が1時間を越える場合は、30分までは半額、30分を超える場合は1時間として計算い
 たします。

整理番号	
------	--

乳幼児一時預かり利用料決定通知書兼領収書

様

半 田 市 長



申込みのありました乳幼児一時預かり利用料について次のように決定します。

お預かり した 乳幼児	1	ふりがな		愛称 (家庭での呼び名等)			
		氏 名					
		生年月日	年 月 日 (歳 月)	性 別	男・女	続 柄	
	2	ふりがな		愛称 (家庭での呼び名等)			
		氏 名					
		生年月日	年 月 日 (歳 月)	性 別	男・女	続 柄	
利 用 日	年 月 日 (曜日)						
備 考							
※利 用 時 間	時 分 ~ 時 分						
※利 用 料 金 (領収金額)	金 円 (円×利用時間 時間× 人) 領収印						